令和5年度広域観光コンテンツ造成事業委託仕様書

1 事業名称

令和5年度広域観光コンテンツ造成事業

2 事業目的

観光分野における兵庫・大阪の連携を進め、世界有数の広域観光エリアを形成し、2025年大阪・関西万博の開催時における県内・府内への滞在、周遊促進につなげるため、「広域観光コンテンツ造成事業」を実施する。

本事業では、兵庫・大阪の特色を活かした新たなコンテンツを造成することに加え、それらを繋ぐ「広域周遊モデルコース」を開発する。また、これらを効果的に情報発信することにより認知向上・販売につなげ、兵庫・大阪エリアの広域周遊の促進を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで

4 業務内容

- (1) 観光コンテンツの造成
 - ① 概要

2025年の大阪・関西万博を見据え、兵庫県・大阪府に多くの誘客を図るため、各地域の特色を活かした体験型を中心とした観光コンテンツを造成する。 国内旅行者だけでなく、インバウンドの誘客にも繋がるコンテンツの造成を目指す。

ア内容

- ・採算性があり民間での事業化を見据えた内容にすること。
- ・ストーリー性や、稀少性・独自性、新規性などを有し、付加価値のある ものとすること。
- ・大阪・関西万博のテーマやそれと関連する SDGs をテーマとしたコンテンツを提案に含めること。

【参考】

大阪・関西万博の理念とテーマ事業の考え方

https://www.expo2025.or.jp/overview/philosophy/

イ ターゲット

将来リピーターとなりうる若い世代

ウ造成件数

兵庫県・大阪府各5件以上の合計10件以上

- ② 兵庫県における観光コンテンツの造成の留意点
 - ア 公益社団法人ひょうご観光本部(以下、「ひょうご観光本部」という。) が実施する「Re-DISCOVER HYOGO 兵庫の魅力再発見コンテンツ造成事業」 において、県内各地に造成した体験型コンテンツ及び「兵庫・大阪教育旅行コース造成のための観光素材集」の中から、ターゲット、テーマに沿ったコンテンツを選定し、ブラッシュアップを行うこと。

【参考】

ひょうご観光本部が造成したコンテンツ

https://www.hyogo-tourism.jp/feature/explore

兵庫・大阪教育旅行コース造成のための観光素材集

https://hyogo-tourism.jp/files/pdf/hyogo-osaka-education-trip.pdf

イ 選定においては、兵庫五国(神戸・阪神、播磨、但馬、丹波、淡路)各 エリアで1件以上選定すること。

③ 大阪府における観光コンテンツの造成の留意点

ア 新規コンテンツ造成に加え、既存のコンテンツのブラッシュアップも可能とする。既存のコンテンツをブラッシュアップする場合は、受託者が造成したコンテンツや公益財団法人大阪観光局(以下、「大阪観光局」という。)が公式ホームページで公開している体験型コンテンツの中から、ターゲット、テーマに沿ったコンテンツを選定すること。

【参考】

大阪公式観光情報「OSAKA INFO」

https://osaka-info.jp/

イ 大阪府を通じて各市町村等からの意見をヒアリングしたうえで実施すること。

ウ 造成総数の半数以上は大阪市以外におけるコンテンツとすること。

④ 留意事項

ア コンテンツの造成に係る兵庫県、大阪府ごとの具体的な内容・件数等は 県・府ごとに各々受託者と協議の上、決定すること。

イ 造成するコンテンツについては、既存コンテンツの磨き上げによるもの、 新たなコンテンツの発掘・開発を行うものいずれでもよい。

- ウ 旅行会社の商品や、個人旅行に取り入れられやすいよう、各プランの所 要時間は数時間程度(長くて半日程度)とすること。
- エ 今回、新たに造成するコンテンツは、地域資源を活かした体験型コンテンツを想定しており、単なる食事の提供やレンタル事業などは該当しない。
- オ 上記アの協議の結果、兵庫県、大阪府それぞれの造成に係る費用が乖離 する場合、その差額については、4 (3)の府県それぞれのプロモーショ ン費用と調整すること。費用配分については、「5予算について」を参考に 提案すること。
- カ コンテンツ造成に関しては、府県の状況に応じた、効率的な予算の執行 を想定した提案を行うこと。
- (2) 兵庫県・大阪府を巡る広域周遊モデルコースの企画・造成
 - ① 概要

本事業で造成するコンテンツ及び兵庫県、大阪府から提供されたコンテンツを「テーマ」や「ストーリー」等で繋ぎ、大阪・関西万博の来場者を想定した広域周遊型のモデルコースを造成すること。

② 留意事項

ア 兵庫県、大阪府を繋ぐモデルコースを4件以上造成すること。

- イ 行程について、現在のニーズに沿った魅力的な内容を提案すること。
- ウ 兵庫県、大阪府と随時協議を行い企画・造成を行うこと。
- (3) 販売促進業務及びプロモーション業務
 - ① 概要

造成コンテンツ及び、兵庫県、大阪府が提案するコンテンツに対し、効果的なプロモーションを実施、展開することで、各地域への誘客を促進する。

② 留意事項

ア プロモーションを展開するコンテンツは、(1) で造成するコンテンツに加え、既存コンテンツ(※) を含め計 40 件以上とする(※:「兵庫・大阪教育旅行コース造成のための観光素材集」掲載コンテンツを含む。)。なお、プロモーションを展開するコンテンツは兵庫県と大阪府で同数とする。

- イ アの既存コンテンツについては、兵庫県、大阪府それぞれと協議の上決定すること。また、プロモーション対象とするコンテンツ候補の選定にあたっては、兵庫県・大阪府を通じた各市町等への照会実施や、コンテンツ事業者募集の実施など、プロモーション手法の特性に応じた公平性を担保できる方法を検討・提案すること。なお、募集を行う場合はそれに付随する説明会も受託者で実施すること。
- ウ プロモーション手法については、オプショナルツアーを含む旅行商品への 組込み等旅行事業者における取扱いの促進や、OTAサイト等を活用した特 設ページの設置、割引クーポンの設定や学校団体(教育旅行)へ向けた提案 など、効果的なプロモーション手法を提案すること。また、コンテンツ事業 者自身が自社HP等で販売できるようノウハウについても提供すること。
- エ 提案するプロモーションで期待される効果についても記載すること。
- オ プロモーションの実施は、令和5年9月から10月の開始を想定した提 案とすること。
 - ※ (1)(2)事業と並行して行うため、スケジュールについて留意する こと。
- カ 府県の販売促進・プロモーションへの費用配分については、「5予算について」を参考に提案すること。

(4) その他

① 委託事業の実施状況の報告等

ア 実績報告書の作成・提出

- ・事業効果を測るために必要なデータを収集し、実績報告書としてまとめること。造成コンテンツの申込者数など実数値が取得できるものは実数値を報告することとし、実数値が取得できない場合は、推計値でも構わないが、推計の根拠データもあわせて示すこと。
- ・臨時の事業実施状況等の報告の求めに応じること。
- ・事業終了後、事業完了報告書及び成果物等の電子データ(最終版)を提出すること(詳細は兵庫県・大阪府と協議する。)。
- イ 参加者アンケートの実施 観光コンテンツの参加者・利用者に対して、効果的な事業検証に役立つ

内容のアンケートを実施すること。アンケートの内容も提案すること。

② 目標

アウトプットとして、観光コンテンツを兵庫県・大阪府で各5件以上、合計10件以上を造成すること。また、アウトカムとしてコンテンツ参加者の府県への来訪満足度80%以上、再訪意向60%以上を目標とし、コンテンツの参加者数800名以上を想定する販売促進の取組みの実施を必須とする。

5 予算について

(1) 予算総額

21,600千円(税込)

(2) 内訳

4 (1)(2)について、兵庫県、大阪府合計800万円以内を上限とする。

- (3) 留意事項
 - ・両府県に関わる不可分の経費以外については明確に分け、府県それぞれにかかる費用の総額(4(1)(2)(3))は県: 府で同額となるよう調整すること。
 - ・4 (1)(2)で、各県の予算の上限に達しなかった部分について、4 (3) の各府県の予算に加算し、事業を実施すること。

6 委託業務内容に関する補足事項

- (1)業務運営体制及びスケジュール
 - ・各府県につき最低1名の担当者を設けるとともに、事業全体を統括する責任 者を設けること。
 - ・事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
 - ・兵庫県、大阪府、ひょうご観光本部、大阪観光局の関係機関との連絡、調整 が迅速に行える体制とすること。
 - ・事業開始時までに事業計画書(事業スケジュール)を委託者等に提出すること。

(2) 連絡調整

- ・兵庫県、大阪府、ひょうご観光本部、大阪観光局と緊密に連絡を図り、効果 的な業務推進に努めること。
- (3) 関係機関との会議
 - ・関係機関との連絡会議や主要な会議には、兵庫県、大阪府、ひょうご観光本部、大阪観光局からの依頼に基づき、同席すること。また、会議では必要に応じて説明等を行うほか、事前資料の作成等、準備を行うこと。
 - ・関係機関との連絡調整については、主に受託者が行うこと。

(4) 著作権

- ・成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、 兵庫県、大阪府、ひょうご観光本部、大阪観光局に帰属するとともに、本事業終了後においても自由に無償で使用できるものとする。
 - ※ 2次利用については、成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのものを市町村及び公共的団体に提供することを想定

- ・本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について必要 な手続き、許諾を得ること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、兵庫県、大阪府、ひょう ご観光本部、大阪観光局が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害 賠償を求められた場合、受託者は兵庫県、大阪府、ひょうご観光本部、大阪 観光局に生じた損害を賠償しなければならない。

(5) 守秘義務等について

- ・受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- ・委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任に おいて速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(6) 再委託の禁止

・再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は、兵庫県、大阪府、ひょうご観 光本部、大阪観光局と協議を行い、必要な手続きを経たうえで、決定するこ ととする。

(7) 経費関係書類の保存

・受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

7 その他

- (1)受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、兵庫県、大阪府、ひょうご 観光本部、大阪観光局の指示に従うこと。
- (2)委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、兵庫県、大阪府、ひょうご観光本部、大阪観光局と受託者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の影響による本事業の中止等については、今後 の社会情勢等を踏まえ判断する。中止等になる場合は契約期間もしくは委託料 を変更する変更契約を行う。その際、中止等に伴って発生した費用については、 別途協議する。

【連絡先】

(公社)ひょうご観光本部 担当:本條 住所 神戸市中央区下山手通 5-10-1 電話 078-361-7661 電子メール honjo@hyogo-tourism.jp